

都市計画マスタープラン（策定中）にかかる 地域別住民説明会を開催します

都市計画マスタープランとは

名護市では、「都市計画マスタープラン」を検討中（R4.3月策定予定）です。

都市計画マスタープランとは、**名護市の将来の見通しや都市づくりの目標**を明らかにし、**将来のまちをどのようにしていきたいか**を具体的に定めるものです。計画の策定にあたっては、**住民のみなさんの意見を反映し、具体性のあるまちづくりの将来ビジョンを確立**します。

都市計画マスタープランでは「土地利用計画」、「都市施設計画」、「市街地開発事業計画」等を定め、計画に基づいてまちづくりを行うことで、暮らしやすく、活力のあるまちになります。

● 土地利用

住居、商業、工業といった土地利用を計画的に配置することで、それぞれに合った環境を守り、効率的な活動が行えるようにするため、目的に応じた地域または地区を設定します。



土地利用（用途地域）のイメージ

● 都市施設

円滑な都市活動を支え、生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。本市では、道路、公園、下水道、学校などの都市施設が都市計画決定されています。



● 市街地開発事業

市街地を面的に開発整備する事業です。そのひとつとして土地区画整理事業があります。土地区画整理事業では、土地の所有者や住民が話し合いながら、宅地の整備やこれと一体となった道路・公園等の公共施設の整備を行います。

「都市計画マスタープラン」の構成

現況編

- 市の現況
- 市民意向
- 上位・関連計画における方向性
- 社会動向
- まちづくりの基本的課題

全体構想編

- 将来目標の設定
- 将来都市構造
- 分野別方針
 - ・土地利用の方針
 - ・都市施設の整備方針
 - ・自然環境保全方針 等

地域別構想編

- 区域ごとのまちづくりの方針

※7区分（名護中心部、瀬喜田、屋部、羽地、屋我地、東海岸、久辺）

地域別構想では、全体構想で示した方針を受け、名護市を7つに区分した各地区の特性や課題に応じ、**地区別のまちづくりの方針を示します。**

今回開催する「**地域別住民説明会**」で**地区住民の意見を把握し、**

まちづくりの方針に活かします。

